推進体制と進行管理について

1 推進体制

- 庁内の消費者行政関係課室長で構成する「愛知県消費者行政推進会議」において、計画の進捗状況や消費生活に関する問題解決のための情報交換を行い、消費者施策の計画的・効率的な推進を図る。
- 県内市町村の消費者行政担当課で構成する「愛知県消費者行政連絡協議会」を開催し、消費生活に関する情報の共有に努めるとともに、緊密な連携を図り、市町村と一体となって消費者行政を推進する。
- 消費者団体、事業者団体、教育関係者及び福祉関係者と連携・協働して、消費者行政を効果的・効率的に推進する。

2 進行管理

- 毎年度、計画の進捗状況等について、愛知県消費生活審議会へ報告するものとし、施策の実施状況の確認・評価を受けるとともに、その結果の施策への反映に努める。
- 消費者行政の推進を図り、進捗状況を適切に把握するため、適切な目標等を設定し、施策への反映に努める。

<次期計画における目標の設定イメージ>

成果目標

次期計画全体に共通する達成目標として設定するもの (県政世論調査等により把握する)



活動目標

施策体系に基づく<u>取組を計画的に推進</u> するために設定するもの (事業実績等により確認・評価する)



モニタリング 指標

目標は設定しないが、効果的な施策を 実施するために<u>定期的に参照する指標</u> として設定するもの

【目標の例】

- 消費者トラブルに遭った人の割合の減少
- 消費者ホットライン188の認知度の向上

【目標の例】

目標 1	目標 2	目標 3
● 消費者安全確保地域協議会(高齢者等見守り ネットワーク)の人口カバー率● 商品等の表示に係る店頭調査件数	● 教材等を活用した実践的授業の実施率 ● 「あいち暮らしWEB」へのアクセス件数	● 消費者事故の未然防止に向けた情報発信 回数● 消費生活モニターからの情報提供数
等	等	等

【指標の例】

- 消費生活相談件数
- 消費生活相談あっせん解決率
- メールによる相談処理件数

- 外国人県民向け消費生活相談の利用状況
- 不当な取引行為に係る事業者指導・処分の実施件数

3 諸情勢の変化に伴う計画の見直し

• 消費者行政を取り巻く状況の変化や国の動向などを見極め、迅速かつ効果的な施策の推進を図るため、必要がある場合は、愛知県消費生活審議会の意見を踏まえて、計画の見直しを行う。

4 県民への情報提供

• 計画について県民への周知を図るとともに、毎年度、施策の進捗状況を消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」において公表する。